

## 段階計画の策定について（案）

- 平城宮跡は、明治から保存活動が行われ、土地の公有化が進められてきたが、現在、区域内に道路や鉄道が設置されている。
- 公園の基本計画の検討に当たっては、恒久的に設置される公園として、長期にわたる整備を念頭に、その最終的な利用方法を定めることが求められるが、平城宮跡においては、先述の状況を踏まえつつ、その途中段階でも本公園が担うべき機能を発揮できる計画を検討しておく必要があるものとする。
- 具体的には「完成型での公園計画」として、全ての道路、鉄道が移設された段階の計画を定めるものとする。
- ただし、鉄道については、公園計画の策定と並行して、奈良県において、移設の実現化に向けた検討を進めているところであるが、移設の実現に当たっては長期的な対応が必要になるものと考えられるため、その途中の「暫定型の公園計画」として、鉄道の存置されている段階の計画についても、検討を行うこととする。